

自主防災組織 結成の手引き



長井市総務課

大地震！そのとき・・・

阪神・淡路大地震では、多くの方が倒壊した建物の下敷きになったり、閉じ込められたりして亡くなりました。しかし、同時にそうした中で助かった方もいます。

では、地震直後の生き埋めや閉じ込められた際に助けてくれたのは誰だったのでしょうか？

ある調査によれば、

1 番目：自力での脱出 2 番目：家族

3 番目：友人や隣人

これだけで全体の約 95%になっています。

1 分 1 秒を争う地震直後の状況下では、自力を含めて、ほとんどの方が身のまわりの方によって助けられたのです。



「ご近所の力」をいざという時に有効に使うには、日頃から災害に備えた「地域の協力体制」を確立しておくことが必要です。

目 次

- 1 自主防災組織とは・・・・・・・・・・ 1
- 2 自主防災組織を結成しよう・・・・・・・・ 2
- 3 自主防災活動をはじめよう・・・・・・・・ 4
 - 1. 平常時の活動・・・・・・・・・・ 4
 - 2. 災害時の活動・・・・・・・・・・ 7
- ※ 自主防災組織規約（例）・・・・・・ 10

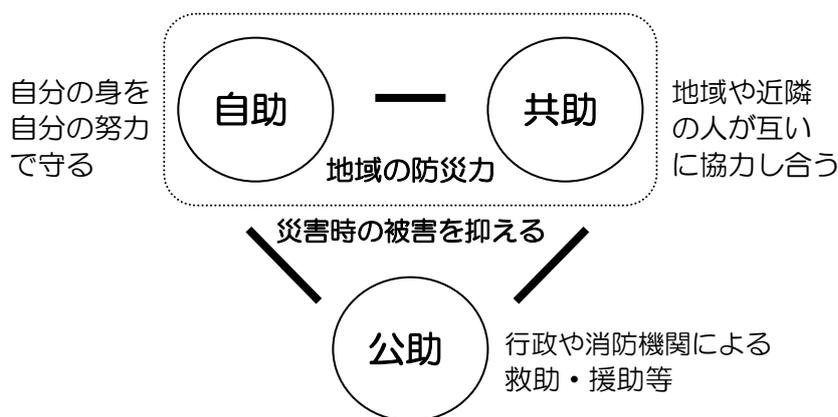
1 自主防災組織とは ～災害に備えた地域の協力体制～

山形県は幸いにも災害の少ない地域と言われていますが、最近の災害発生状況を見ますと、災害はいつでもどこでおきても不思議ではありません。国の調査により「長井盆地西縁断層帯」を原因として大地震が発生する可能性があるとの評価がなされています。

災害から自分や家族の命を守るためには、災害発生に備え日頃から十分な対策を講じておくことが必要です。

災害が発生した場合は、地域の消防団や防災関係機関が総力をあげて応急活動に取り組みますが、大きな災害になるほど、道路の寸断や同時多発火災など被害は多種多様にわたり、関係機関のみの活動では十分に対処できないことが考えられます。災害の拡大を防ぐには、自分や家族の力だけでは限界があり、隣近所の人たちが集まって、お互いに協力しながら初動時の応急活動に取り組むことが大きな力となります。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」といいます。



置賜にもある活断層

阪神・淡路大震災の原因ともなった断層帯ですが、山形県にも60の断層帯があると言われています。そのうち主要な断層帯として県内4箇所を調査した結果、これら4箇所のうち、置賜地域に大地震をもたらす可能性が高いのが、「長井盆地西縁断層帯」です。これは、朝日町から長井市を経て米沢市に至る長さ約51kmの断層帯です。

この断層帯を原因として、マグニチュード7.7の地震発生が想定されており、今後30年以内に発生する確率は、「0.02%以下」とされています。通常であれば、「0.02%以下」という数字は限りなくゼロに近い数字のように思われます。しかし、阪神・淡路大震災の例からも分かるように、確率がゼロでないからには、いつ置賜地域に大地震が起きてもお不思議ではありません。

2 自主防災組織を結成しよう ～自主防災組織の結成と活動～

自主防災組織は、地域の人たちが自発的に防災活動をする組織です。災害発生直後はもちろん、被災後の避難所の管理・運営から、その後の復興にも大きな力を発揮します。

しかし、「災害が起こった！さあ組織を作って対応しよう。」といっても間に合うものではありません。平常時に組織をつくって、非常時にうまく活動できるよう準備しておく必要があります。ここでは、既にある町内会や自治会などの組織から自主防災組織を結成する例を紹介します。

その1 自主防災組織の結成について、町内会や自治会に提案する

- ↓ ・ 総会等の場で防災活動の必要性を考える。

その2 役員会で検討する

- ↓ ・ 組織の基本的な事項について案を検討する。
- ①組織の編成案の作成
 - ②役員の人選
 - ③規約案の作成
 - ④活動計画案の作成
 - ⑤収支見込み など

その3 町内会や自治会の総会で決議する

- ↓ ・ 役員会でどのような組織にするか決まったら、総会で決議をし、賛同を得ます。

自主防災組織の結成、活動の開始

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織化はしたものの・・・」とならないように、地道に活動していく必要があります。

参加するみなさんが、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」という意識をもち、防災活動を効果的に行うことが大切です。



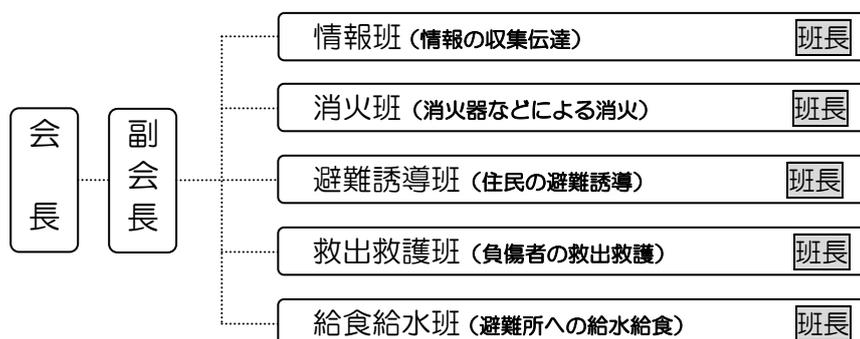
阪神・淡路大震災より



【基本的事項について】

①組織の編成案の作成

○自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。



○これはあくまでも一例ですので、地域の実情に応じ、班を増設も考えられます。

②役員の人選

○組織の編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。

③規約案の作成

○自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくことを原則とするため、規約を定めておく必要があります。規約は、組織の目的や事業内容、役員を選任及び任務、会議の開催、会員、会費等について定めるものです。

○規約を作成するには、下記の方法が考えられます。

- ①新たに「〇〇防災会」などの名称を掲げ、規約を作成する（P10の規約例参照）
- ②自治会などの規約に、自主防災活動についての記述を付け加える形をとる。

④活動計画案の作成

○年間活動計画の案をたてます。

防災活動は多岐にわたりますので、できるところから少しずつ取り組みましょう。

○町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも、取り組みやすさ、予算の面からも有効な方法です。

【活動計画の作成例】

①行事予定

- ・ 4月〇日 役員会、総会
- ・ 6月〇日 防災訓練
- ・ 10月〇日 市総合防災訓練参加
- ・ 12月〇日 防災講演会の実施

②その他の活動

自主防災会報の発行
(町内会報と同時発行)



⑤収支見込み

○自主防災組織の活動に要する経費について、収支の見込みを出します。

○方法を工夫することで、経費をかけずに活動することもできますので、収支見込みをたてる際は、地域の実情、活動内容をよく検討した上でたてましょう。

3 自主防災活動をはじめよう ～自主防災組織の活動と役割～

自主防災組織の活動は、大きく2つに分けられます。

- ①「平常時の活動」・ 防災知識の普及・ 啓発や地域内の安全点検、防災訓練の実施など
- ②「災害時の活動」・ 実際に災害が発生した場合の初期消火活動、救出・救助、情報の収集など

1. 平常時の活動

◎防災知識の普及・啓発

地域の住民が防災に関する正確な知識を身につけていることは、災害時に効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防ぐためには大切なことです。

自主防災組織としても、講習会や防災訓練などあらゆる機会をとらえて地域住民が防災知識を吸収できるようにする必要があります。

☆啓発の方法☆

- ①会合の機会をとらえて、防災について話し合う。
- ②県や市、消防機関などが主催する防災講演会等に積極的に参加する。
- ③地域内を実際に歩いてみて、危険箇所の確認等を行う。
- ④町内会報等に防災記事を掲載する。



◎地域内の安全点検

日頃から、地域内の危険箇所や防災設備、避難場所や避難経路などを確認し、その情報をみんなで共有することで、地域の貴重な財産として広く活用することができます。

確認や点検する項目の例として次のものがあります。

- ①地域の地理（地形、地質、水利、住宅密集箇所など）
- ②地域の生活（災害時要援護者、店舗、医療機関など）
- ③地域の危険箇所（危険物集積場所、倒壊の恐れのある建物・煙突・ブロック塀、土砂災害危険箇所、浸水しやすい場所など）
- ④地域の安全箇所（井戸や貯水槽等の水源、消火器等防災備蓄場所、避難場所、学校などの公共施設など）

☆防災マップをつくろう☆

地域内の安全点検を行ったら、その情報を地図上に盛り込んだ「防災マップ」を作成します。自分たちで作成し、地域住民に周知することで、住民の関心や防災意識が高まります。



◎防災訓練の実施

実際に災害が発生すると、とっさに行動に移すことは難しいものです。日頃から繰り返し訓練を行うことで、災害時の活動を身をもって覚えることができます。

初期消火訓練

- ・ 消火器などの使用方法や消火技術を身につけます。
- ・ 隣近所の人同士でバケツリレーや消火器による消火活動ができる体制をつくります。



避難訓練

- ・ 指定された避難場所まで早く安全に避難できるようにします。
- ・ 各個人の避難時の携行品や服装を確認します。

- ①あらかじめ、安全な避難経路を確認しておく。
- ②指定避難場所まで実際に行ってみる。
- ③地震、火災、水害など災害の種類にあわせた訓練を行う。
- ④災害時要援護者の避難方法に考慮する。



救出救助訓練

- ・ 救出方法、けがをした人の救護方法や応急手当の方法を身につけます。

炊きだし（給食・給水）訓練

- ・ 食料と水の確保や配給方法について訓練します。避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、大鍋などの資材を確保するとともに、非常用食料の調理法などについても習得しましょう。

～ 訓練は楽しく安全に ～

- 訓練の内容によっては、専門的な知識や技術を必要とするものがあります。訓練を安全に行うためにも、消防機関等の指導を受けることが大切です。
- 訓練は堅苦しいものである必要はありません。「楽しみながらやって、更に知識や技術が身についた」といったものの方が、より多くの人に参加してもらいことが出来るでしょう。
- 市の防災訓練などに積極的に参加することで、防災に対する知識が一層深まります。



救急救命訓練の様子

非常持出品の準備！
飲食物、救急用品
懐中電灯、ラジオ
軍手、生活用品（衣
類等）、貴重品（現金
や通帳、免許証など）



◎防災資機材の整備

自主防災組織が情報収集、消火、救出救護、避難誘導、給食・給水などの防災活動を行うには、それぞれの活動に必要な資機材を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成からみて、どのような資機材を備えるのが良いか、市や消防機関の指導を受け選ぶのがよいでしょう。

整備する防災資機材の例は次のとおりです。

情報連絡用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ など
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ、消火栓用ホース、防火衣、ヘルメット など
救出救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、担架、テント、救急セット、毛布、シート など
避難用	強カライト、標旗、ロープ、ハンドマイク など
給食給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ など
水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、土のう袋 など
その他	資機材格納庫、リヤカー、ビニールシート、発電機 など

～ 資機材はいつでも使える状態に ～
整備した資機材は、定期的に点検し、使い方などを覚えておき、いつでもすぐ活用できるようにしましょう。



組織の活動は、盛りだくさんの内容となっていますが、自主防災組織は、自主的に結成された組織ですので、地域の自然条件や年齢構成など、それぞれの地域の実情に応じて、無理のない活動内容にすることが大切です。

2. 災害時の活動

◎災害情報の収集・伝達

市や消防機関からの災害情報や指示を住民に正確かつ迅速に伝え、自分の地域の被害状況や避難状況を収集し、市へ連絡します。

また、デマや混乱を防ぐため、不確かな情報は市や消防機関、テレビやラジオで確認し地域内の住民に伝えます。

伝達されるべき災害情報の例は次のとおりです。

①地震が発生した場合

- ・被害の状況（人的、住家、火災、崖崩れ等の状況、建物、道路等の被害状況）
- ・電気・ガス・水道・電話等の復旧見通し
- ・避難の勧告、指示の状況（避難の状況）
- ・救援活動の状況
- ・給食給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等

②風水害の場合

- ・気象注意報、警報
- ・被害の状況（人的、住宅、浸水、崖崩れ等）
- ・避難準備、勧告、指示の状況



～ 災害情報は素早く正確に ～

- ①情報伝達の役割をもっている人は、いち早く地域内の被害状況や必要な情報を収集し、自主防災組織のリーダーに連絡します。
- ②自主防災組織のリーダーは、情報に基づき適切な判断を行う必要があります。必要に応じて防災関係機関に対し、出動要請を行います。
- ③災害時要援護者については、日頃から連絡体制を定めておきます。

◎避難誘導

避難活動の中心的役割は、自主防災組織が担当しなければなりません。防災関係機関と十分協議の上、避難計画をつくり、住民に周知徹底します。

○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、市長は危険な地域の住民に対し、避難の勧告や指示を出します。自分の地域に避難の勧告や指示が出された場合は、速やかに住民に知らせ、避難します。

具体的な例は次のような場合で、住民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある時が考えられます。

- ①地震時に大火災等の危険がある場合
- ②避難の必要が予想される各種気象警報が発表された場合
- ③地すべり、崖崩れ、土石流などによる危険が切迫している場合
- ④火災が拡大する恐れがある場合 など

避難の勧告や指示が出されていない時でも、土砂崩れなどの危険がある場合はすぐ避難しなければならない場合があります。自主防災組織として、どのようなときに避難しなければならないか、地域の危険性と照らし合わせながら考える必要があります。

○避難の方法は、地域の危険性によって異なります。自主防災組織の中で避難誘導担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように周囲の人で協力することが大切です。

◎出火防止・初期消火

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくします。

自主防災組織としては、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、家庭からは火を出さないように徹底します。

大地震発生時には、建物などの倒壊による道路の不通、火災の同時多発などにより、消防機関の活動は、通常の火災よりも非常に制限されます。

もし、出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うことが必要です。

～ 初期消火活動の一例 ～

- ①大地震が発生した場合、まず自分の家庭の出火防止や家族の安全対策を行います。
- ②組織の地域内に火災が発生した場合、最低限度必要な人員が集合次第出動します。
- ③放水は原則として屋外で行います。
- ④火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難します。
- ⑤消防機関が到着したら、必ずその指示に従います。

◎被災者の救出救助

大きな災害時には、建物の倒壊や落下物などによって多くの負傷者が出ます。

自主防災組織では資機材を有効に使い、これらの人の救出活動を行い、必要がある場合は消防機関などに出動を要請します。

状況に応じて出来るだけ周囲の人の協力を求め、2次災害発生の防止に努めます。

地域の医療機関、市、消防機関などとあらかじめ協議し、負傷者が発生したときには医療機関または応急救護所に搬送します。

負傷者の応急手当の方法等について、日頃から市、消防機関、日赤などが実施する普通救命講習を受講するなど習熟しておきます。

◎給食・給水

地震、水害などにより停電、断水、ガスの供給が停止し、さらに食料や水なども不足することが予想されます。

各家庭や自主防災組織として必要な準備をしておく必要があります。

必要な準備や配慮すべき事項の例は次のとおりです。

①各家庭

- ・数日間（3日間）生活できる程度の飲食物を備えておく。
- ・長期保存が可能で、できるかぎり嗜好に幅広く対応した食料及び水を準備する。
- ・保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。
- ・持ち出し可能な食料及び水を非常時持ち出し袋等に入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

②自主防災組織

- ・共同備蓄倉庫等を設け、食料品、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておく。
- ・地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に生活用水として使用できるようにしておく。
- ・食料品等の受入れ、配給方法や住民への周知方法をあらかじめ決めておき、災害時要援護者に配慮しつつ、整然と配布できるようにする。
- ・炊き出しなどを行う場合は、衛生管理に配慮する。

災害時の情報収集方法

災害時には、不確実な話が飛び交い、デマや流言が広がるなど混乱を招く場合があります。市役所や消防、警察、報道機関から流れる情報を信頼し、デマに惑わされず行動するようにしましょう。

【災害時の情報入手手段】

●テレビ、ラジオ

地震情報・気象情報は、テレビやラジオを通して最も早く知ることができます。テレビやラジオ放送に常に注意を傾けましょう。

●緊急速報メール

長井市内において、災害情報や避難勧告の発令等の緊急の情報を発信する必要がある場合に、長井市内にいる方の携帯電話に対して、緊急即メールの配信を行います。

【配信を予定している携帯電話事業者】

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンクモバイル株式会社

※緊急速報メールの正式名称は各携帯電話事業者により異なります。

※受信できない携帯電話機がありますので、各携帯電話事業者に確認してください。

●広報車

長井市の広報車で地域を巡回し、避難情報等をお知らせします。

●長井市のホームページ



災害用伝言板の利用

大きな災害が発生すると、全国から安否を確かめる電話が被災地に殺到するため、電話がつながりにくくなります。そうした場合には、携帯電話各社が災害時に提供する「災害用伝言板」の利用をお勧めします。「災害用伝言板」は携帯電話やインターネットを活用し、伝言を登録・閲覧することで被災者の安否の状況を伝えたり、確認できるサービスです。

※災害用伝言板の操作方法は、携帯各社ごとに異なりますので、携帯電話各社のホームページなどで確認してください。

※携帯電話各社ごとに「体験サービス」もありますので、日頃から操作に慣れておくことも大事です。



【参考】 自主防災組織規約（例）

〇〇〇地区自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害、火災、雪害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- （2）災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること
- （3）災害の発生における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること
- （4）防災訓練に関すること
- （5）防災資機材などの整備等に関すること
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇地区（以下「地区」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）班長 若干名
- （4）防災委員 若干名
- （5）監事 若干名

（役員を選出）

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- （1）会長は、〇〇地区長がその任に当たる。
- （2）副会長は、地区委員のうちから会長が推薦し、総会において承認を得る。
- （3）班長は、地区委員のうちから会長が推薦し、総会において承認を得る。
- （4）防災委員は、地区内各団体の代表にある者を会長が任命する。
- （5）監事は、地区会計の職にある者を会長が推薦し、総会において承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、第2条の目的を達成するため、本会の運営を司る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、本会の会務を処理する。
- (3) 班長は、副会長を補佐し、別に定める地区防災計画（以下「防災計画」という。）に定める職務を行う。
- (4) 防災委員は、防災計画に定める職務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は〇年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第10条 本会に顧問及び専門員を置くことができる。

- 2 顧問及び専門員は役員会の同意を得て会長が委嘱し、総会に報告する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 会議は会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) その他重要事項

4 役員会は、会長、副会長、班長、及び防災委員を以て構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 本会の運営及びその他重要事項
- (3) 総会の運営事項

5 緊急を要するものについては、役員会の議決を以て総会の議決に代えることができる。ただし、その議決事項は、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

6 会議の議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第12条 本会の運営に要する経費は、繰入金、寄付金、助成金及びその他の収入を以て充てる。

- 2 会計事務は副会長が行う。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で別に定め、総会において承認を受けなければならない。

附則 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

自主防災組織の相談窓口はこちらです。

《市の相談窓口》

市総務課防災担当 (0238) 84-2111

《県の相談窓口》

置賜総合支庁

総務課防災担当 (0238) 26-6007